

丸亀市教育委員会チラシ掲載基準

(目的)

第1条 この基準は、丸亀市教育委員会が後援する児童生徒向けの事業に関するチラシを、市公式ウェブサイト上に掲載する際の基準を定め、適正かつ円滑な情報提供を図ることを目的とする。

(掲載対象)

第2条 以下の条件をすべて満たす事業のチラシを掲載対象とする。

1. 丸亀市教育委員会が後援名義を承認した事業であること
2. 児童生徒を対象とした事業であること
3. 教育、学術、文化、スポーツの振興を目的とし、教育活動全体に有益なものであること。
4. 営利または特定の政治的、宗教的な目的とせず、公益性が認められるものであること
5. 高額な費用を伴う事業でないこと

(掲載内容)

第3条 掲載するチラシには、以下の情報が明記されていること。

- ・ 事業名 (イベント名)
- ・ 主催者名
- ・ 開催日時・場所
- ・ 参加方法・申込方法、問い合わせ先
- ・ 丸亀市教育委員会後援名義の記載

(掲載形式)

第4条 掲載するチラシは、以下のものとする。

1. 掲載チラシは PDF 形式とし、ファイルサイズは 3MB 以内とする
2. PDF ファイルは文字が判読可能であり、後援名義承認内容と同様であること
3. 掲載する日は原則として、毎月 1 日と 15 日とする。ただし、掲載する日が休日に当たるときは、翌開庁日を掲載する日とする
4. 掲載期間は原則として、事業終了月の月末までとする

(申請方法)

第5条 掲載の申請方法は以下とする。

1. 掲載希望者は、所定の申請フォームに必要事項を記入し、PDF ファイルを添付のうえ、掲載希望日の2週間前までに提出すること
2. 教育委員会は内容を審査し、掲載の可否を決定する
3. 掲載不可の場合は、申請者に連絡する

(掲載の停止・削除)

第6条 以下のいずれかに該当する場合、教育委員会は掲載を停止または削除することができる。

1. 虚偽の内容が判明した場合
2. 苦情・問題が発生した場合
3. 掲載基準に違反していると判断された場合

(掲載希望者の責務)

第7条 掲載希望者は、事業に関する一切の責任を負う。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める

(附則)

この基準は令和7年11月1日より施行する。